



クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 131 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2026 年 8 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

最近の案件実績のご紹介（JAGA による豪州ガリウム生産事業の最終投資決定）

クレイトン・ユッツ法律事務所は、2026 年 7 月 15 日付で公表されたオーストラリアにおけるガリウム生産事業（以下「本事業」）の最終投資決定に関して、Japan Australia Gallium Associates Pty Ltd（JAGA）に対して法的助言を提供しました。JAGA は、双日株式会社（双日）が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）と共に豪州に設立した合弁会社であり、これまで Alcoa of Australia Limited（世界最大級のアルミナ生産者である米国 Alcoa Corporation 傘下の豪州法人）と本事業の共同調査を進めていたところ、今般、最終投資決定という重要なマイルストーンを達成したものです。

本事業は、日本、豪州および米国の各政府が関与する重要な国際的イニシアチブであり、各政府はいずれもガリウムを国家安全保障および技術製造の進展に不可欠な資源に位置付けています。今年 5 月の日豪首脳会談で発出された共同声明では、本事業が両政府の支援する 6 つの優先事業の 1 つに指定されました。

当事務所は、加納 寛之弁護士（ジャパン・プラクティス・グループ責任パートナー）が統括し、Sam Fiddian 弁護士（パートナー）、Scott Girdler 弁護士（スペシャルカウンセラー）、山浦 茂樹弁護士（スペシャルカウンセラー）、岡崎 玲於奈弁護士（外国法弁護士・日本法）を中心に法的助言を提供しました。

当事務所プレスリリース（英文）への[リンク](#)はこちら。

連邦政府は、サプライチェーンにおける現代奴隷を防止しないことに対する新たな刑事罰を提案し、これに加えて民事罰と執行権限の強化を導入することを発表しました。

現代奴隷（奴隷、強制労働、債務束縛を含む）は、すでに刑法（Criminal Code Act 1995 (Cth)）の下で犯罪とされていますが、連邦政府は、年間連結収益が 1 億豪ドルを超える企業がサプライチェーンにおける現代奴隷を防止しない場合を対象とする新たな刑事罰を導入する予定です。

これは、オーストラリアの現代奴隷防止制度の枠組みを大きく変革するものです。現在、現代奴隷法（Modern Slavery Act 2018 (Cth)）は、収益基準を満たす事業体に対して、7 つの必須クライテリアに対応する年次現代奴隷声明（annual modern slavery statement）を公表するという報告義務のみを課しています。しかし、今般提案された改革は、開示だけでなく、実質的なデューデリジェンス型の義務を導入した上で、遵守されなかった場合に刑事罰を科すものとなっている点が重要です。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

取締役識別番号（DIN）制度の変更（会社法）

2026 年 6 月 30 日、2026 年財務法改正（事業登録の安定化と向上）法案（Treasury Laws Amendment (Business Registries Stabilisation and Uplift) Bill 2026）が両院を通過し、オーストラリアの事業登録に関する重要な改革案が採択されました。

この法案は、会社法（Corporations Act 2001）およびその他の関連法を改正し、取締役識別番号（DIN）制度を向上させ、ASIC の事業登録の管理権限を強化し、事業登録の近代化（Modernising Business Registers）プログラム終了後のより広範な登録構造を安定化させるものです。

企業、取締役、およびそのアドバイザーは、これらの改革について直ちに対応することが求められます。一連の改正は、取締役の就任および報告方法、ASIC への情報提出方法、そして違反時の結果について大きな変更をもたらすものとなっているためです。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

同日中の時間差取引によって NSW 州の土地保有者税を回避できない理由（土地保有者税）

Ivo Holdings Pty Ltd v Chief Commissioner for State Revenue [2026] NSWCATAD 206 の判決により、NSW 州租税法（Duties Act 1997 (NSW)）161 条における「日付（"date"）」が、「時点」ではなく「暦日」を意味することが確認されました。このことにより、納税者は、株式等の移転と不動産取得を同じ日の異なる時間帯に分けることで NSW 州における土地保有者税（landholder duty）を回避することはできないことが明らかになりました。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナー等

2025 年度第 2 回パス日本人会商工部会セミナー（2025 年 8 月 28 日）

パス日本商工会議所とクレイトンユッツ法律事務所が共催した標記のセミナーにおいて、加納弁護士が講師として参加しました。本勉強会では、JV に関する実務上の留意点として、①JV 形態と特徴、②JV における意思決定、③JV 情報へのアクセス、④JV 参加者の構成変更、⑤JV 参加者間の紛争解決、⑥JV からの出口戦略に関し、オーストラリアにおける法制度や実例を踏まえつつ、加納弁護士より説明がなされました。

セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、セミナーで使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナー（2024 年 11 月 25 日）

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課が主催する海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナーが東京で開催されました。本セミナーのテーマのうち、不動産事業に関連する法規制概要に関して加納弁護士が登壇し、オーストラリアの不動産法制度、外資規制、JV の概要と実務上の留意点および不動産投資における関連法制度の近年の動向について解説しました。

本セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、本セミナーにおいて使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

ブリスベン日本商工会議所 2024 年度第 2 回勉強会（2024 年 9 月 5 日）

ブリスベン日本商工会議所が主催した勉強会において、加納弁護士と Luke Furness 弁護士が講師として登壇しました。本勉強会では、オーストラリアの規制当局への対応に関して、①予防措置、②規制当局との初期的接触、③応答、④事後対応の 4 つのフェーズに分割したうえで、日本との違いにも触れながら、各フェーズにおける対応の留意点について加納弁護士および Luke Furness 弁護士より説明がなされました。

勉強会の映像はこちらの[リンク](#)から、勉強会で使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

4th Asia-based International Financial Law Conference（2023 年 3 月 29 日～31 日）

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。

セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

Japan Practice 紹介サイト



豪州 M&A 取引実務セミナー（2022 年 11 月 8 日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の映像は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用了資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

最近の出版物等

ジャパントイムズ紙特集記事のご紹介（日豪友好協力基本条約締結 50 周年記念特別号）

英字新聞ジャパントイムズ紙の日豪友好協力基本条約締結 50 周年記念特別号にて、当事務所の特集記事が掲載されました。同記事では、これまでに両国が築いてきた経済関係と将来の展望に触れながら、当事務所およびジャパン・プラクティス・グループの取り組みが紹介されています。日本企業の皆様によるオーストラリアでの投資や事業展開に関して、言語、法制度、ビジネス慣習の違いも踏まえたサポートを提供していることについて、当事務所の最高執行パートナーである Emma Covacevich 弁護士およびジャパン・プラクティス・グループの責任パートナーである加納 寛之 弁護士がコメントしています。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

『【特別企画】どうなる？日豪の M & A 市場 - NNA 業界座談会第 6 弾』（2024 年 7 月 8 日・9 日）

アジア経済ニュースを発信する NNA 社が主催した、日系企業による豪州 M&A に携わる弁護士・会計士による座談会に、加納弁護士が登壇者として参加しました。本座談会では、日系企業による豪州 M&A に関して、近年トレンドとなっている業種、日系企業による M&A 手法の特徴、日系企業・豪州企業による相手方企業の印象、近時の主要な法改正（外資買収法・労働法等）の影響、MOU および DD の重要性、買収後の統合プロセス（PMI）における典型的な問題点、当該問題点に対する契約書上のリスクヘッジ手法等の幅広い論点が議論されています。座談会の内容は、2024 年 7 月 8 日および 9 日発行の同紙に連載されましたが、こちらのリンク先（[前編](#)・[後編](#)）からご覧いただけます。

Energy Transition Guide

クレイトン・ユッツ法律事務所の Energy Transition Guide が公表されています。本ガイドでは、エネルギー・トランジションに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介するものです。2021 年 1 月 1 日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、大きな改正が行われましたが、その後もいくつかの改正が行われており、本稿における「外国投資」の章も随時アップデートしています。本稿は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』（第 2 版）（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7153（リッジウェイ）までご連絡ください。



パートナー 加納 寛之
メール: hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセル 山浦 茂樹
メール: syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 須川 佑妃
メール: ysugawa@claytonutz.com



ロイヤー 曽我 修平
メール: ssoga@claytonutz.com



外国法弁護士 岡崎 玲於奈
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール: rokazaki@claytonutz.com



外国法弁護士 滝口 浩平
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール: ktakiguchi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
リッジウェイ かおり
メール: kridgway@claytonutz.com